

第23期第28回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和元年8月5日(月曜日) 13:30~15:00

(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第3番	藤田幸正	第12番	小野春雄
第4番	岩崎紀生	第13番	曾我部英敏
第5番	小野義尚	第14番	合田有良
第6番	寺尾俊行	第15番	池田辰夫
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	矢野重明	第18番	松本勝美
第10番	藤田幸隆	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第9番	田坂健次
第2番	岡田充	第10番	眞鍋哲哉
第3番	岡部正明	第11番	寶田正司
第4番	村上壽一	第12番	守谷博明
第5番	高橋繁	第13番	飯尾象司
第6番	井下八郎	第14番	西原實
第7番	高橋眞次	第15番	久枝啓一
第8番	宇野賀津美		

(3) 欠席委員 1人

農業委員 第2番 石山敏夫

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	事務局次長	近藤明美
農地係長	田中賢禪	農政係長	谷口恭子
主任	井上貴清	主事	池田有里
臨時職員	齊藤麻里		

- 4 会議に出席した職員等
新居浜市経済部農林水産課
農政係長 石川 貴弘 主任 河村 忠
- 5 傍聴者
なし
- 6 議事日程
農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 人・農地プランについて



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人・推進委員15人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。非常に暑い日が続いておりまして、まもなく暦のうえでは立秋になるとなっておりますが、まだまだ、暑い日が続くのではないかと、特に台風8号、そしてまた、9号が発生し今晚辺りから四国の天候が悪くなると言われております。まだまだ、暑い日が続きますので十分お体には気を付けられまして、農作業に、農業委員会活動にご尽力いただきますようお願いをいたしておきます。

それでは、ただいまから第28回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。農政関係は、「人・農地プラン」についてを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において山下 元委員と岩崎 紀生委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次を

お開きください。議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

藤田会長

1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田1筆、畑12筆、合計面積9,336平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、84番の(1-1)さんから88番の(1-5)さんの5件でございます。

内訳といたしましては、期間、1年2カ月が1件、3年2カ月が2件、3年8カ月が2件。利用権の種類は、使用貸借4件、賃貸借1件で、すべて新規設定となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること及び全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、84番から88番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページをご覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第13番及び第14番の2件でございます。

4ページをお開きください。

第13番は、御蔵町、畑、1筆、面積45平方メートル、譲受人は市内在住の(2-1)さんです。譲受人は現在、7反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため、保有農地に隣接する申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは季節野菜及び果樹を予定しております。

第14番は、光明寺二丁目、畑、1筆、面積330平方メートル、譲受人は市内在住の(2-2)さんです。譲受人は現在、4反ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため、保有農地に隣接する申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは果樹を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、第13番及び第14番のいずれについても、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がなく、農業委員会が定める別段の面積も超えております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第13番については1ページ目、第14番については2ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、13番については、地元委員であります、小野 春雄委員から14番については、田坂 健次委員から

報告をいただきます。まず、小野委員お願いします。

小野(春)委員

(2-1)さんの申請内容についてご説明させていただきます。申請地に関しましては7月の中旬頃ご本人さんのところへ行き、現地、今現在の耕作状況、いろいろお話を伺いました。(2-1)さんは、以前から適正に前向きに農業に取り組んでいただいております。今回の45平方メートルに関しても、自分の土地の隣接ですので耕作に関しても支障はなく、農機具、労働力の要件も全て条件に満たされておりますので問題ないとお話を伺って確信いたしました。ご審議の程よろしくお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。次に田坂委員お願いします。

田坂委員

(2-2)さんについて報告いたします。記載されている内容について、許可要件を満たしていることを現地に出向き確認いたしました。申請地は譲受人の保有の農地に隣接しています。また、地域との調和要件も特に問題ありません。また、申請者は光明寺地区はイノシシに困っている訳ですけど、罾の資格を取ってイノシシ駆除活動を率先していただき地域としては非常に助かっている方です。あと、農業に関しては小さい頃から家族が協力し合って、稲作はもちろんのこと、最近は里芋などの野菜栽培にも積極的に取り組んでおります。収穫時は家族全員で協力し合って農作業を行っており許可をしても支障がないことを報告いたします。前向きなご審議をよろしくお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、議案第2号13番及び14番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

ます。

5ページをご覧ください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

田中農地係長

議案第3号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は16件です。

6ページをお開きください。

123番、阿島二丁目、畑3筆、譲受人は、(3-1)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

124番、萩生字治良丸、畑1筆、譲受人は、(3-2)さん。内容は、太陽光発電施設、一体利用地として、山林892.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

125番、郷一丁目、畑1筆、譲受人は、(3-3)さん。内容は、自己住宅115.10平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

7ページをご覧ください。

126番、大生院字栗林、畑2筆、譲受人は、(3-4)さん。外1名。内容は、自己住宅86.12平方メートル、一体利用地として、宅地46.54平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

127番、垣生二丁目、畑1筆、譲受人は、(3-5)さん。内容は、自己住宅49.69平方メートル、一体利用地として、公衆用道路114.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

128番、多喜浜五丁目、畑1筆、譲受人は、(3-6)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

8ページをお開きください。

129番、庄内町五丁目、田2筆、譲受人は、(3-7)さん。内容は、自己住宅75.40平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

130番、北内町三丁目、田2筆、譲受人は、(3-8)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

131番、郷一丁目、畑1筆、譲受人は、(3-9)さん。内容は、自己住宅109.30平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

9ページをご覧ください。

132番、喜光地町二丁目、田2筆、譲受人は、(3-10)さん。内容は、宅地分譲(5区画)、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

133番、萩生字本郷、畑2筆、譲受人は、(3-11)さん。内容は、自己住宅133.53平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

134番、萩生字本郷、田2筆、譲受人は、(3-12)さん。内容は、建売住宅(8戸)442.52平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

10ページをお開きください。

135番、八幡一丁目、畑1筆、譲受人は、(3-13)さん。内容は、自己住宅111.91平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、

所有権移転です。

136番、郷四丁目、田4筆、畑1筆、譲受人は、(3-14)さん。内容は、建売住宅(12戸)714.00平方メートル、一体利用地として、農道・水路(用途廃止)177.42平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

137番、松木町、畑1筆、譲受人は、(3-15)さん。内容は、宅地分譲(2区画)、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

11ページをご覧ください。

138番、下泉町一丁目、田2筆、譲受人は、(3-16)さん。内容は、自己住宅82.81平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

以上、123番から138番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

藤田会長

ありがとうございました。以上、123番から138番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

はい、合田委員さん。

合田委員

参考までにお尋ねしたいのですが、124番の1筆で5反程の畑ということなのですが、これは、1区画ですか。

田中農地係長

1筆です。実際には果樹畑のような形で梅などが植えられていたようなのですが、荒れかけていたという状況にはなりません。

合田委員

はい、分かりました。

藤田会長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

12ページをお開きください。

議案第4号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

田中農地係長

議案第4号は、農地転用事業計画変更申請の規定による農地転用の申請で、申請件数は、2件です。

13ページをご覧ください。

1番、萩生字旦ノ上、宅地外8筆です。変更内容は、事業内容の変更です。その理由等については、議案書のとおりでございます。

14ページをお開きください。

2番、北内町一丁目、宅地1筆です。変更内容は、事業内容の変更です。その理由等については、議案書のとおりでございます。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番及び2番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地転用事業計画変更について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

15ページをご覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了い

たしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。
なお、14時00分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「人・農地プランについて」を議題といたします。本日は、経済部農林水産課より担当職員をお招きしております。ご紹介いたします。農林水産課石川係長です。

農林水産課

石川係長

農林水産課石川です。よろしくお願いします。

藤田会長

同じく河村主任です。

農林水産課

河村主任

農林水産課河村です。よろしくお願いします。

藤田会長

それでは、説明をよろしくお願いします。

農林水産課

石川係長

座って失礼いたします。こちらの資料1、人・農地プランの実質化についてを簡単に説明させていただけたらと思います。こちらの資料は先だって8月1日に愛媛県内の農林水産課の担当職員であるとか、農業委員会の担当職員が集まって国や県の方から説明があった資料になります。その中なぜ、今、人・農地プラン実質化が必要であるのかということなのですが、地域によれば以前からそこで誰が、この田、畑を耕作していくか、ほ場や水路、また機械の導入についても共同体等で取り組もうというところもあって発展させてきました。こうした方達が高齢化する中で、地域の力が弱ってきている、新規参入者等もなかなかいない、そういった農地を集積・集約化が進んでいないところを今後、耕作放棄地等を築かないためにも、今の時代、待ったなしの状況であるということでした。今現在、今の農業、農地、それを取り巻く伝統や文化、自然景観などを将来の子供や孫の世代にしつ

かりと引き継ぐため、人・農地プランの実質化に取り組み、地域の中で話し合いをし、将来に渡って地域の農地を誰が担っていくのか、誰に農地を集積・集約していくのかを皆さんで考えて決めていく必要があるため、こういう話し合いが出てくるようになりました。続いて、次の2ページになるのですが、これはあくまで人・農地プラン実質化の取り組みの流れなのですが、計画的にいつまでこうしていくなどのプランの目安は示されております。地域によればもう既に実質化されているところ、また、実質化されていないところ、実質化されていない地域の中でも、今後、人・農地プランの実質化において作成可能な地区、また、そもそも後継者がいないとか、家族農業、小さい農家ということでなかなかプラン作成自体も困難な地区、大体この3つに分かれるということではあります。既に実質化されている人・農地プランの区域の判断なんですけど、その区域、エリアにおいて50パーセント以上、半分以上の農地が受け手による経営の面積と今後、出し手による貸付予定面積が50パーセントを超えれば実質化されているという判断にはなります。次の4ページ、5ページは工程表の作成等についてなのですが、市町村や農業委員会等で、今後すべての地区において実質化を取り組むということにはなるのですが、なかなか困難な地区もありますので、実質化に取り組みを行える地区はどこかということを考えていかなければなりません。その中で、農地を誰が作るとか、自分がまだまだ作るとかというアンケートを取ったり、地図の中にこの農地は自分が耕作している、貸している等の利用状況を確認したり、推進体制をどうするか、耕作放棄地等の農地についても、いつ、どのように説明をしに行くかということが今後のしていかなければならないことになっております。アンケートの実施については5年から10年後先のことについて農地利用のアンケート調査を行います。農業者の方は70代とか80代とか多くおられるのですが、将来、5年10年先も分からないという方も当然おられ

ます。自分がいなくなったら誰がするであるとか、まだ、元気だから自分でするとか、そういうことを回答していただくようになり、それに基づいた話し合いを通じて農業者の年齢階層、就農、後継者の確保の状況を地図におとしていくようになります。

続いて6ページ、7ページになるのですが、今言った具体的な内容を書いているのですが、アンケートはあくまで簡単に農業者の後継者がいるかどうか、自分が所有する農地をこれからどうするのかという内容をお聞きするようになります。地図についても、年齢別で現在の耕作者の年齢、耕作しているところ、していないところも踏まえて地図におとすようになり、10年後の予測も立てるようになります。8ページについては、白地図におとすような形で、この地域については何割の方が何十歳以上で後継者が未定、後継者が不存在であるというように地図を見て分かるようにしていくのが、人・農地プランの実質化ということで分かります。そこには、市町村の職員や農業委員、推進委員、事務局、またJAや改良区の職員など交えてできる範囲、地域、例えば今新居浜では旧のJA支所単位で10地区あります。その1つ1つ範囲が広いので、自治会単位で話し合いをするとか、農協等がある小部落等の小さい単位でしていくようになろうかと思えます。あと10ページ以降なのですが、そこにコーディネーター役となる専門家の派遣と書いてありますが、普及指導員や営農指導員などのOB・OGであるとか、行政経験のある方に間に入っていただき、こうしていけば活発な議論ができるであるとか、担い手を探ることができるかなどをしていく業務になります。以上簡単に概略は説明したのですが、また何かあればお願いいたします。

藤田会長

ただいま農林水産課から説明していただきましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。人・農地プランを5年前に農協の支所単位、担当課で作っており、説明をしたり、今あるものを皆様方が各支所の中で色々できているものに

もう一つ担い手が変わってきたり、担い手になってくれたりというようなこともあると思いますが、全てを含めてご意見、思いを述べていただけたらと思います。今回の農業委員の制度も新しくなってきたというのは、地域の農地を守っていこうと、それに今回新しくなった推進委員さんというのはそういったことにも取り組んでくださいというのが国の狙いであります。今までやってくれている人・農地プランを基にして更に地域で細かいものに取り組んでいただきたいというようなことであります。

今まで我々も、地域でやりましょうねと言いましたけどかけ声だけで実際にやられている地域はないんじゃないかと、よく皆様方からどうですかと聞かれても旧の支所はいいですけど、支所でも中萩などになると大きな所になりますので中で分けてやっていく。いずれにしても、担い手がいなかったらいくら土地があったとしてもなかなかうまくいかない、まずは担い手の方々を発掘していく、地域に対象者がいなければ、他の地域からも探してみる、そういったことに取り組んでいただきたい。

はい、小野（春）委員。

小野（春）委員

思い付きのようなプランですみません。人・農地プランというのを、いかに今現在、農地を所有している方が将来的にも優良農地を新居浜市として保っていく為にはやはり情報提供が大事だと思うのですよ。1つ正反対のことをいうと、今日の新聞なんかにも〇〇工務店、太陽光発電が大々的に新聞の折り込みに入っておりました。新聞を購入されている方は、ほぼ100パーセント目に通すわけですよ。それしたら、私達も管理できないからこういう所をお願いしてみようとか、それとは真っ向の反対で、人・農地プラン等の情報を、農林水産課の方々がおっしゃってくれた内容を何かの情報網で土地所有者の方に伝達できるような方法を考えていってもらいたいと思うのですよ。1つの方法として、以上です。

農林水産課

石川係長

ありがとうございました。そうですね、毎年、農業委員会さんの方で農地所有者に対してアンケート調査等を行っているとお伺いしているのですが、土地の利用、今年、来年どうされますかといった中に、人・農地プランのことを分かりやすく記入していただいて自分が耕す、誰かに預けて耕作してもらう、その他というようなアンケートの仕方があるのですが、ソーラーとか安易に宅地にならないような形で農業、農地は大事なんだと、アンケートを取ってもらい広報していただけたらと思います。市政だよりやホームページの中でも優良農地の確保については農業委員会さんと同じように農林水産課としても広報を推進していただけたらと考えております。

小野（春）委員

藤田会長

お願いします。

アンケートといっても、1月1日現在で調査していただきます農地基本台帳調査の中に色々あるのですが、所有者の方は農地だったら何を言っても何とかなるのだと思われてもいけないし、そういう時に皆様にもお願いすることもあります。耕作ができない所とできる所を、まずは分けていかなければいけない、道架りが悪い、水架りが悪い、有害鳥獣の被害があっても柵を入れても中々難しいと、各地域で色々行っていたかなければならない。小野（春）委員さんがおっしゃったように角野の方や新田の方、宮原の方とは全然違いますので、各集落で細かく分けて、地域の方と担い手の方、関係機関の方と話し合っていく、農林水産課が出しているといっても多分、皆様方、自分の地域のことを把握しきれてないのではないのかと、まず意見を出して、意見を持って、地域の中で色々な事を担い手の方も含めて行っていくというようにならないと、ただ農業委員さんや推進委員さんが意見を言ってもなかなか難しいと思います。担い手の方も一緒に地域を守って行こうということ働きかけをしていただきたい。担い手の方でも厳しい状況の方、新しく担い手として地域で頑張っておられる方も増えていると思いますので、そんな中で取

り組んでいただきたいと思います。1・1・1運動も同じことですので、地域の農業を守っていただきたいと思います。地域の中で取り組んでいただきたいと思いますということです。

はい、合田委員。

合田委員

人・農地プランの推進の主管課はどこなのですか。農業委員会なのですか、農林水産課なのですか、農協なのですか。新居浜で中萩が1番目に人・農地プランを作った所なんですよ。それ以降、そういった会合を開くとかゼロなんですよ。推進する主管課をはっきりして、進めてもらわないと実になる活動にはならないと思います。

藤田会長

人・農地プランを作ったのは農林水産課です。それを地域へ話をされてないというのが事実で、今のままではいけないので皆様方にもご協力をいただきたいと思います。すぐにとは言いませんが、そうやって色々やっていかないと、そのままだったらずっと変わらないまま、プランだけがあっても何もできないということです。

はい、小野（春）委員。

小野（春）委員

追加でよろしいですか。目標は膨大な、なかなか一農業委員といっても思考錯誤みたいなところがあるのですが、これは関連の人達が一体となって新居浜市全体を推し進めていかないという方向性は分かるつもりなんです、その1つを実質、実施していくために1つのプランとしまして、農業を今現在やっている方、将来はそういう不安を持っている方とか、多岐にわたって色々な方が存在していると思うんですよ。そういった中で、農林水産省、農業委員会、我々農業委員、三位一体でこういった人達に1つでも理解を得てもらう説明会を1つの案としまして、小学校単位で、例えば小学校の体育館とかそういったところへ集約していただいて、説明会、質疑応答、こういったような形式を取ることによって人・農地プラン、将来の振興のプランを今以上に浸透していく方法としてはいかがでしょうか。

藤田会長

耕作をされている方も含めてになりますし、そうなれば

ばよいのですが、なかなかそこまでは難しい、小さい単位でやっていくしかない。

はい、伊藤委員。

伊藤委員

農地の方より、人の方がよく分からないのですが。新居浜市で農業をやりたいというような相談みたいなのが農林水産課の方にどの位あるのかどうか、私はそっちの方が先じゃないかと、いくら農地を集約しようと思ってもやり手がない、農業をして生計を立てたいという人が何人ぐらいいるのかがあればその地区である程度農地を世話してほしいといたら、耕作放棄地とか色々あるわけですので、それぞれこの地区位でしたいというのがあれば動けるのではないかなと思うのですが。

農林水産課

河村主任

農林水産課の方には年間を通じて10人前後の方が就農相談で電話なり窓口に来られたりして、その都度このような制度があります、こういうことがあります、その時々的情報を相談した方に説明して大抵の方が分かりました。考えてみますで帰られるのですが、少し前にあった事例が自分が農業したいけれども土地や技術も何もない。つきましては、この地区で誰か紹介してほしいという事例があったので、その方が希望される地区の思い当たる認定農業者の方を紹介したという事例はあります。ほとんどの方は就農相談に来られても具体的な話に移る方というのは残念ながら非常に少ない状況で、こういう事例があるので、次、就農したいとかありましたら窓口にお越しください、相談くださいという話はしております。

藤田会長

就農の話があっても、我々もよく言うのは生活ができなければ続けていけませんから、特に今、何人か新しい担い手の方が増えているというのは露地野菜の里芋とかそういう関係で色々頑張ってみようという人が増えてきています。稲作をするとすると機械が要りますし、共同機械を利用してというのもありますし、今度は売る場合に、売るところが無い

からと農協にお世話になると非常に金額的に厳しい。その時にこういった農協でも新しい作り方、栽培品目によってはこういった値段もありますとお伝えすることもあるのですが、そこまでその人達が技術があってできるのかというのがありますし、なかなかその人その人の生活がありますので難しいですね。人・農地プランの実質化についてでも、今すぐにこうやってくださいというわけではなく、こういったことを目標にして各地域で話をして少しでも前に進むようにしていただきたいというようなことです。ゼロからの出発ですから、人・農地プランの案がありますのでそれを元にして各地域の中で取り組んでいただきたいというのが本日の説明になりますので、担い手の方も新しい方も、今まで経験ある方や退職して時間がある方とか、いろいろ取り組んで行くしかな居浜の場合は厳しいかなと感じました。

伊藤委員

農業でやってみたい、農業で生計を立ててみたいというのがあるんですね。窓口に来られた時にどのくらいの物を、どのくらい作ったら、これくらいの収入になるというのを把握されて相談に乗っているのかどうか、ただ何となくされるよりは、例えば里芋だったら10アール作ったらこのくらいの収入でやれそうですよとか、こういう作物を作ればこれくらいの土地でこれくらいの収入が得られると、お米の場合にはこのくらいになります。ただし、機械代がすごく採算がなかなか取れないと思うんですよ。いろいろなことを十分に把握して紹介してあげないと乗っては来ないと思います。土地は提供できます、家は何とかお世話できますというようになれば多少は増えると思いますよ。1ヘクタールくらいの農地を確保すれば、5反でもいいですかね、5反くらい野菜を作ったら何とか生活ができるというようなプランを示してあげて相談に乗ってあげないと、相談にならないと思います。どうなのでしょう。

農林水産課

石川係長

今の話なのですが、当然新規で来られる方は、例えば人参でも里芋でもどれくらい作ったら幾らくらいになるのですかというのはよく言われます。新居浜市だけでは計算ができないので県の方で作付け品目によってどれくらいの面積を作ればどれくらいの収量になり、単価がどれくらいで、これくらいの所得があります、それに対してそれを作るにはこれくらいの苗代、肥料代、倉庫代、機械代、減価償却費とそういう経費を引いたらこれくらいになります。結果、これくらいの所得になりますからやっつけていきますよとか、収支計算書というのはあります。当然、市に直接来ていただいたら作物の品目を聞いて、そういう紙を印刷して、人参を作りたいならこれくらい作ったらこれくらいの所得ができますよと、農協の方で3年に1回農協計画書ですかね、部会の品目だけでは多分あるのですが、水稻、新居の恵み、里芋、苺、キュウリ等で1反当たりの収量が出ていますので単位はそれを参考にこれくらい作ればこれくらいになりますと、今言われたように、新規就農者であれば当然地方局の普及員さんと情報を共有していますので、市に来たら県の方も必ず来てくれます。そこで、儲ける野菜は何かと聞かれたら具体的な物を例えば新居浜で主に作られている野菜、農協にある部会等を説明して具体的な書類をお渡ししますし、その方がこれを作りたいと言えればその品目だけ、ハウスで苺を作りたいとなればハウスの苺だけ、里芋等であれば里芋プラス水稻とかの複合的な経営の収入所得等を説明して本人さんが合うやつを考えていただいて参考にしてもらってますので、私ども自身が出してない数字ではあるのですが、そういったものを参考に毎回、必ず説明はしております。以上です。

藤田会長

はい、小野（義）委員。

小野（義）委員

新規就農者を増やそうと思ったら、5年くらいは軌道に乗るのに使うと、その間の支援とかは考えないのです

か。

農林水産課

河村主任

お答えします。今先程言われているのは、新居浜市でも行っております。次世代人材投資資金というのを交付しております、ちょっと前までは青年就農交付金、給付金と言っていたのですが去年までは対象者が45歳未満だったのですが、今年度から対象年齢が引き上げられて50歳までの方で独立自営就農される方に対して、年間最大150万円の給付金が最長5年間給付されるという制度があります。新居浜市内におきましてこの制度を今受けておられる方が昨年3名おられます。昨年度の農業委員会だよりの裏側にこの3名の方のインタビューが載せられていたと思いますが、新居浜市では今そのような支援を行っております。

小野（義）委員

相談に来られた方にもそういう話もされているのですか。

農林水産課

河村主任

当然しております。その時に年齢要件とか就農した時期とか細かい要件もありますので、その時来られた方についてはそういう相談をしております。

藤田会長

各地域で就農交付金を受けている方を以前の総会で招待したのですが都合で来られず、現場での声を聞きたかったのですが、5年間の青年就農交付金を3年くらいされているのですが、なかなか厳しい中で5年間、計画があつてそこまでに達していかなければ厳しく指導されると聞いております。最悪は返さなければならないということもあるとも聞いております。生産の販売価格は安いですからその辺は皆様こだわりを持って進めていただけたらと思います。新規就農者はなかなか少ないので、特に退職して時間ができた人とか、そういった方が一番手っ取り早く担い手になっていただける、取り組みやすいかなと思います。今すぐにとは言っておりませんので、

農業委員さん、推進委員さん、また、地域の農協の方にもお世話にならなくてはいけないし、いろいろな関係機関で知恵を出し合って、担い手の方にも入ってもらって、少しでも改善をしていけるようお願いをしたいと思います。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ありがとうございました。ここで、事務局から連絡事項があります。事務局どうぞ。

藤田事務局長

それでは、事務局の方から連絡事項をさせていただきます。平成28年農業委員会等に関する法律の改正に伴い、委員の公選制が廃止され、新しい条例で現在、農業委員19名、農地利用最適化推進委員15名の34名体制となっています。第23期農業委員・農地利用最適化推進委員の任期が令和2年7月で任期満了となるため、改選に向けた準備が必要となります。農業委員会等に関する法律施行令では、農地利用最適化推進委員の定数は農地100ヘクタールに1名を基準に条例で定められており、平成29年改選時は、新居浜市の農地面積は1,400ヘクタール以上であったため15人となりました。平成31年4月現在、新居浜市の農地は1,400ヘクタールを切って、1,380ヘクタールであるため、農地利用最適化推進委員の定数を改正し、15人から14人に1名減らす必要があります。また、定数改正に伴い、担当地区や委員数の見直しを行う必要があります。令和2年7月の改選のために、3月に募集開始、2月には募集の広報。そのために、12月議会で条例改正を行う予定であります。それまでに改正案、地区割を決めておくこととなります。どこの地区を定数変更するか、地区割を変更するかの検討が必要となります。農業委員、農地利用最適化推進委員の主な役割として、農地パトロール、農地基本台帳などがありますが、農地パトロールについての負担は、ほぼ全員1日実施ですので、

農地基本台帳の調査枚数、担当地区割、農地面積を参考資料につけております。すぐこの場で協議し結論が出る問題ではないかと思っておりますので、地区の中で定数について、ご相談をいただきまして、自分の地区の増減等事務局までご連絡ください。皆様のご意見を基に最終案を提示したいと思っておりますので、希望等がある場合は8月15日を目安にご連絡をいただけたらと思っております。事務局案としましては、前回の役員会でも話をさせていただきまして、角野地区が別子山地区も含めて4名としておりますが、実際は別子山地区は別扱いになっておりますので、角野地区で1名減をお願いできないかと考えております。ご意見等ございましたら事務局までお寄せいただけたらと思っております。申し訳ございませんが、ご協力の方をよろしくお願いいたします。

藤田会長

今、局長が説明いたしました、定数の変更の件につきましてはそれぞれお話をされて、事務局の方へ働きかけをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、農林水産課石川係長、河村主任にご出席いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、第28回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員